

妊娠・出産・子育て支援サービスの一覧

障害のあるお子さんへの支援について

事業名	事業の概要	申請の対象者	担当課	お問合せ先	関連ページ
特別児童扶養手当の申請	心身または、精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に特別児童扶養手当を支給します。	心身または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者		管理係 (029-350-8053)	https://www.city.mito.lg.jp/page/63420.html
身体障害児に対する自立支援医療制度の申請	身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある18歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療した医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童で、身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方で指定育成医療機関における手術等の治療によって、その障害の除去・軽減が見込まれる児童	障害福祉課		https://www.city.mito.lg.jp/page/3452.html
軽度・中等度難聴のある児童に係る補聴器購入費用の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の聽覚障害を持つ18歳未満の児童に対し、言語の習得や教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。	次のいずれにも該当する、水戸市に住民登録のある18歳未満の児童・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である者または、一耳の聴力レベルが70デシベル以上である者で、身体障害者手帳の交付の対象とならない児童 ・一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師または法第15条第1項に規定する都道府県知事が定める医師のうち、市長が認めるものが補聴器の装用により健全な発達等が期待できると判断した児童	給付係 (029-350-8084)		https://www.city.mito.lg.jp/page/4066.html

※サービスを利用される場合の要件、手続に必要となる提出書類等の詳細については一覧の関連ページをご確認いただくか、問合せ先までお問い合わせください。